

# 大分県建設産業女性人材確保・活躍推進事業実施要領

令和7年4月1日伺定

## 1 目的

この事業は、県内建設業者等に対し、一般社団法人建設ディレクター協会が実施する建設ディレクター育成講座の受講経費の一部を助成することで、建設産業における女性の活躍領域の拡大を推進し、誰もが働きやすい職場づくりを後押しするとともに、女性や若年者の入職及び定着を図り、もって人手不足の解消や建設産業の生産性向上に資することを目的とする。

## 2 対象事業者

この事業の対象事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)大分県内に主たる営業所を有すること。

(2)次の①、②のいずれかに該当する者であること。

①中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号に規定する会社であること。

②中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項各号に規定する中小企業団体であること。

(3)建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定に基づく許可を有すること。

(4)女性が輝くおおいた推進会議代表あてに「女性活躍推進宣言」を提出し、受理されていること。

(5)建設ディレクター資格検定の受験を予定している女性従業員が在籍していること。

## 3 用語の定義

この要領における、用語の定義は次のとおりとする。

(1)「県内建設業者等」とは、2に定める対象事業者のことをいう。

(2)「建設ディレクター」とは、一般社団法人建設ディレクター協会が開催する建設ディレクター育成講座を受講し、建設ディレクターに認定された者をいう。

#### 4 事業の採択

(1) 建設ディレクター育成講座(一般社団法人建設ディレクター協会)受講に係る経費の補助を希望する者は、次に掲げる書類を知事あてに提出するものとする。

①実施計画書(様式1)

②建設業許可通知書(写)又は大分県競争入札参加資格通知書(写)

③受験予定者の健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書(写)又は健康保険被保険者証(写)もしくは雇用保険等被保険者資格取得確認通知書(写)

④その他知事が必要と認める書類

(2) 知事は、前号の規定により提出があった場合は、その都度、支援の適否を判断し、その旨及び補助内示額を提出者あて通知するものとする。

(3) 前号の規定により「適」の通知を受けた者は、通知後、事業の延期又は中止等をしようとする場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

#### 5 県の助成

知事は、当該年度の予算の範囲内において、上記4により採択された事業について、別に定める大分県建設産業女性人材確保・活躍推進事業費補助金交付要綱により助成するものとする。

#### 附 則

この実施要領は、令和7年度の予算に係る大分県建設産業女性人材確保・活躍推進事業から適用する。